

令和2年4月27日現在

「荒川水系河川整備計画（変更原案）」について、学識経験を有する者からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

●荒川水系河川整備計画（変更原案）に関する意見聴取

●学識経験を有する者からの意見聴取

荒川水系河川整備計画（変更案）の作成にあたり、河川法第16条の2第3項に定められている「学識経験を有する者」として表に示す方々から意見聴取を実施した。

- 1)意見聴取対象：「荒川水系河川整備計画（変更原案）」
- 2)意見聴取日：令和2年3月30日(月)から4月27日(月)まで
- 3)意見聴取を実施した学識経験を有する者

表1 学識経験を有する者（荒川河川整備計画有識者会議）

| 氏名     | 役職等                      |
|--------|--------------------------|
| 浅枝 隆   | 埼玉大学名誉教授                 |
| 沖 大幹   | 東京大学未来ビジョン研究センター教授       |
| 加藤 孝明  | 東京大学生産技術研究所教授            |
| 久保 純子  | 早稲田大学教育学部教授              |
| 清水 義彦  | 群馬大学大学院理工学府教授            |
| 鈴木 伸治  | 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授     |
| 鈴木 誠   | 東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授     |
| 田中 規夫  | 埼玉大学大学院理工学研究科教授          |
| 知花 武佳  | 東京大学大学院工学系研究科准教授         |
| 手塚 広一郎 | 日本大学経済学部教授               |
| 堂本 泰章  | 河川環境保全モニター               |
| 長嶋 聡   | 埼玉県農林部水産研究所所長            |
| 中村 好男  | 東京農業大学名誉教授               |
| 長谷川 敦子 | 東京都島しょ農林水産総合センター 振興企画室室長 |
| 畠瀬 頼子  | (一財) 自然環境研究センター上席研究員     |
| 山田 正   | 中央大学理工学部教授               |
| 横山 勝英  | 首都大学東京都市環境学部教授           |

表2 学識経験を有する者（埼玉県河川整備計画策定専門会議）

| 氏名    | 役職等                 |
|-------|---------------------|
| 石橋 整司 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授  |
| 江村 薫  | 埼玉県昆虫談話会会長          |
| 大岡 早孝 | 埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事  |
| 柿沼 幹夫 | さいたま市遺跡調査会会長        |
| 金子 康子 | 埼玉大学教育学部教授          |
| 田中 規夫 | 埼玉大学大学院理工学研究科教授     |
| 堂本 泰章 | (公財) 埼玉県生態系保護協会事務局長 |
| 長嶋 聡  | 埼玉県水産研究所所長          |
| 古島 照夫 | 埼玉県漁業協同組合連合会代表理事会長  |
| 三島 次郎 | 桜美林大学名誉教授           |

### 学識経験を有する者からの意見

#### 【浅枝隆（埼玉大学名誉教授）】

緊急を要する課題なので、現在の案でいいと思います。

#### 【沖大幹（東京大学未来ビジョン研究センター教授）】

##### 【意見1】2章32頁

治水におけるいわゆるソフト対策は、整備済の治水施設では防ぎきれない大洪水に対する人的被害の削減には有効であるが、浸水による経済的被害の削減にはなかなか効果を発揮しづらいこともわかったのではないかと。その点を「(1)近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題」に書き込んではどうか。

##### 【意見2】4章38頁

治水対策への投資可能な人的・経済的資源が限られている状況下で、気候変動による豪雨といったハザードの激化が進行するならば、浸水被害の軽減対策として、人が住む場所、守るべき施設や区域の選択と集中も検討せざるを得ない必要性が高まるのではないかと。

##### 【意見3】5章46頁

短期的な水害リスクの軽減に加えて、後世にも役立つ治水を進めるという観点から、河道掘削後の河道の安定性について継続的なモニタリングを実施し、河道の維持管理費用を最小限に抑える工法の検討などに生かす必要があるのではないかと。

##### 【意見4】6章78頁

整備計画による施設整備などが完成した場合のみならず、その整備途中の水害リスクに関しても慎重に検討されているものと承知している。そうした配慮も非常に重要であることから、「河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」にひとつでも書き込んではいかがか。

**【加藤孝明（東京大学生産技術研究所教授）】**

全体にわたって、特段、大きな指摘事項はないが、課題として議論、あるいは共有しておくべき点があるので、以下にコメントする。

**【意見1（というよりコメント）】 2章34頁**

「東京オリンピック・パラリンピックに向けて」とあるが、延期されたとはいえ1年後に設定されているので、整備計画の時間軸をふまえると、オリンピック開催後を見据えることを主軸とした記述の方が望ましいのではないかと感じる。

**【意見2（というよりコメント）】 5章77頁**

環境保全、環境教育、防災等、河川に関わる多様な市民活動がこれまで育まれている。それは、河川という存在が沿川地域に社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を醸成、蓄積させているととらえられる。河川というテーマではあるものの、地域社会の社会関係資本が分厚くなることは、福祉や防災、その他の地域コミュニティベースでの活動を活発化させる間接要因になっている。このことをもう少し、積極的に評価した記述を行うことができないかと感じる。どこかに記述することを検討いただきたい。

**【意見3（というよりコメント）】 5章69頁**

大規模氾濫減災協議会での活動内容として、「河川整備の到達点の理解の促進と沿川自治体での確実な共有」を入れた方がよいのではないかと感じる。河川整備の到達点を知ること、つまり、自分たちが当面抱えるリスクを理解することは、広域避難にとどまらず、市街地側での対策の検討のきっかけづくり、ひいては対策の促進につながると考えられる。

**【意見4（というよりコメント）】 5章74頁**

土地利用や住まいの工夫を市街地側に積極的に求めるとすれば、ハザードだけではなく、リスクを示す必要があると思われる。河川側が整備計画の中で、市街地側のリスクのメリハリをつけたことをリスクマップとして示すことによって市街地側の対策を喚起する。市街地側は、それを受けて、明らかにリスクの高いエリアに対して土地利用の制限、あるいは、住まいの工夫を行う、という流れが適切ではないかと感じる。参考資料5の発展形のようなものになるかもしれない。

**【意見5（というよりコメント）】 5章72頁**

実際の洪水は、支流が本流より先に溢れることが多い。ハザードの理解は、本流、支流別個に行うのではなく、本流、支流をセットで示すことが望ましい。すぐにはできないかもしれないが、中期的な課題としてどこかに掲載することが望ましいのではないかと感じる。

**【久保純子（早稲田大学教育学部教授）】**

**【意見1】 4章39頁**

令和元年（2019）10月「東日本台風」の被害を受け、今回の荒川河川整備計画変更が必要となり、入間川流域の流量配分を増加したことは異義ありません。

**【意見2】 5章74頁**

平成 27 年（2015）9 月の「関東・東北豪雨」を契機として公表された「水防災意識社会再構築ビジョン」の周知徹底が必要と思います。これに関して、「5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の章・節・項の構成において、(1)～(10)・(12)と比較すると、「(11)地域における防災力の向上」の分量が突出しており、バランスの悪さを感じます。本改定において、これは今後の河川管理の基本姿勢に関わる大きな方針転換とされますので、新しい章節を設けてさらに強調してもよろしいかと思います。

**【意見 3】 5 章 74 頁**

上記の 5. 2. 1(11)の「14)土地利用、住まい方の工夫」は、浸水が想定される区域における土地利用の制限をあげており、これは非常に重要な点だと思いますので、さらにわかりやすく強調してはと思います。

このような「水防災意識社会再構築ビジョン」の徹底のためには、より精緻なリアルタイム浸水シミュレーションできめ細かな避難情報を提供する方法もあるとは思いますが、これだけでは「指示待ち」で、河川管理者にすべてを頼る姿勢をつくってしまうかもしれません。これに対し、地域で生活する人々が、その土地の特徴や成り立ち、土地利用変化の歴史を知ることで、その土地の災害リスクを自ら知ることができれば、災害時に自発的な行動をとりやすくなると思えます。このため、小・中学校や高等学校の教育課程、さらに生涯教育の場において、地域の河川と人々の関わりを繰り返し学ぶ機会を持つことが非常に重要と思えます。このことは、地形や土地利用履歴から「土地利用、住まい方の工夫」が必要であることを理解することにもつながると思えます。

**【意見 4】 6 章 78 頁**

地域における河川と人々の関わりに関する情報や文化的・自然的資産を、自治体や住民や関係者とともに探しだし共有することは大切と思えます（6. 2 地域住民、関係機関との連携・協働）。たとえば、都幾川・越辺川合流点付近の「小剣樋管」は、埼玉県の特徴である煉瓦造りの歴史的施設であり貴重な地域資産と思えます。「6. 4 治水技術の伝承の取組」だけではなく、治水・利水・環境すべての面から、歴史的、地域的特色を示すものの記録や保存、認識の共有をすることが大切と思えます。

**【清水義彦（群馬大学大学院理工学府教授）】**

**【意見 1】**

令和元年 10 月洪水災害を踏まえ、遊水地を含むハード整備の推進とともに、流域治水としての多重防御治水を新たに打ち出している変更原案はたいへん意義深く、変更原案に賛同いたします。以下、書き方について、些細な点かもしれませんが、気が付いた箇所をまとめます。

**【意見 2】 1 章 10～11 頁**

カスリーン台風は「降雨量として戦後最大を記録した」、平成 11 年 8 月洪水では、「降雨量としては、カスリーン台風に次ぐ戦後二番目を記録した」、令和元年 10 月洪水では、「観測史上最大雨量となった」と記述から、令和元年 10 月洪水はカスリ

ーン台風よりも大きな雨量であると読み取れる（岩淵では1/80相当）。地点雨量（観測所）の大小だけでは、降雨規模がどんな順位かが分からない。

**【意見3】4章38頁**

変更前「支川入間川については、近年の洪水で大規模な浸水被害をもたらした平成11年8月洪水が再び発生しても災害の発生の防止を図る」

変更後「……近年の洪水で大規模な浸水被害をもたらした令和元年10月洪水が再び発生しても災害の発生の防止又は軽減を図る」。この変更の背景には、令和元年10月洪水が平成11年8月洪水の規模を大きく超えていると考えるが、その記述が本文中に見当たらない。もしくは、変更後「……近年の洪水で最も大規模な浸水被害をもたらした令和元年10月洪水」等の記述が必要。

**【意見4】5章53頁**

堤防構造の工夫を行う危機管理ハード対策の実施箇所について、水害リスクの他に、「逃げ遅れの危険性」を入れた説明が足りない。「逃げ遅れをゼロ」にするのが方向性、目標である。

**【意見5】5章57頁**

表5-13(4/4)が変更後、危機管理ハード型対策を行う箇所が大幅に減少した。荒川本川で減じた理由は治水整備の進展によるものか。また、入間川、都幾川、越辺川でゼロとなった理由は整備計画の変更原案で達成できるからなのか。

**【鈴木伸治（横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授）】**

変更原案について、了解いたしました。特段の意見はございません。

**【鈴木誠（東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授）】**

**【意見1】1章3頁**

1-23行 荒川流域の自然環境（中流部より下流）の記述内容が在来種のこと終始しており、外来種に触れていないのは違和感がある。外来種のこと記載すべきではないか。

**【意見2】1章7頁**

「1.2 治水の沿革」の記載内容において、洪水の年月の記載（重大洪水）事項とそれに対応しての治水計画（計画洪水量）との対応関係が不整合である。

特に、明治時代、大正時代の洪水の記述とそれに対応した治水計画（計画洪水量）決定の記述に不整合がみられる。

9頁, 10～12頁

また、ここで記載されている洪水が9頁32行目「荒川流域における過去の主な洪水は以下のとおりである。」として10頁～12頁に整理されている主な洪水に記載されていない。明治43年、大正2年、大正3年の洪水等。この10-11頁の主な洪水リスト、並びにそれを整理した12頁の表1-7の内容について再確認してほしい。

個別の不整合指摘事例：

7 頁 13 行目 ……明治 43 年 8 月洪水の大被害を契機として、……(ここで明治時代の洪水の年月が初出する)

7 頁 16 行目 ……明治 43 年、大正 2 年、大正 3 年の洪水を契機に、……(ここでは大正 2 年、大正 3 年の洪水が登場している。なおこれらは 10 頁・12 頁の表に無い)

7 頁 29 行目 ……明治 40 年及び明治 43 年の洪水を踏まえ、……(ここに登場する明治 40 年の洪水の記載はここ以前には見られない)

以上、主な洪水と、その対応としての治水計画、計画水量の決定についての重要な記載事項(これまでの治水実績・治水の沿革を記述する箇所)であるので、正確に主な洪水の記載と、それに対応した治水計画(計画水量)を記述すべきである。

**【意見 3】 4 章 41 頁**

11-18 行目 ここに記述される、自然環境の保全に関する目標にあたる記述に、外来種、在来種に関わる記載がない。2.3 (2) 25 頁「(2) 自然環境」に関わる現状と課題の記述内容 21-22 行目では、「……外来種の侵入等により一部の区間では特定の動植物が繁殖し、在来種が減少している。」との記載がある。この課題に対応するよう、目標に何らかの記載をすべきである。下記は記載例。

記載例：4 章 41 頁 17 行目 「……配慮しながら、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカルネットワークの形成を推進する。」この一文に以下の下線部の文章を加えるようなことが考えられる。

「……配慮しながら、流域に生息してきた在来種を尊重しつつ、そこに広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカルネットワークの形成を推進する。」

**【意見 4】 5 章 58 頁 意見 3 関連指摘事項**

11-12 行目 下記のように下線部「在来種」を挿入してはどうか。

「……、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、在来種、景観、河川利用等……」

**【意見 5】 5 章 59 頁 意見 3 関連指摘事項**

6 行目 下記のように下線部「在来種」を挿入してはどうか。

「……、オオヨシキリ等在来種の生息の場となる……」

**【意見 6】 5 章 75 頁 意見 3 関連指摘事項**

23 行目 下記のように下線部「在来種」を挿入してはどうか。

「……、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、在来種、景観、河川利用等……」

**【田中規夫（埼玉大学大学院理工学研究科教授）】**

**【意見 1】 1 章 1 頁**

上下流バランスが議論になる場合もあるので、入間川合流点上流の荒川本川側、入間川流域、入間川と荒川が合流後の荒川本川流域など、ブロック分けした範囲での人口・人口密度が示されるともっとよい。

**【意見 2】 1 章 11 頁**

他の洪水と統一した記述になっているが、整備計画の変更のもとになった記録的な洪水なので、計画にも関係する降雨分布の特徴(入間川流域では多かったが本川側が計画規模を下回っていたことなど)、24 時間雨量(記録的)、3 日雨量などの特

徴も記述したほうがよい。ただし、2.1 節に詳細な記述があるので、重複が良くないと判断している場合には、「詳細は 2.1 節に記載」などを明記するほうがよい。

**【意見 3】** 4 章 37 頁

「1.2 治水の沿革」の項目で、グリーンインフラと多重防御治水の関連が述べられているので、4 章の目標のところに関連した記述があってもよい。河道内の樹木群は減らすことになると考えられるので、河川周辺の堤内地側と遊水地内も含めたエコロジカルネットワーク、グリーンインフラの推進などが考えられます。

**【意見 4】** 4 章 39 頁

図 4.2 ですが、都幾川が右岸（荒川側）から越辺川に合流しているので違和感があります。実際は荒川とは反対側の左岸から流れてきますし、流量の大きい都幾川（1450m<sup>3</sup>/s）に、越辺川が合流してくるような絵にしたほうがよい。

**【意見 5】** 5 章 46, 47 頁

河道掘削の考え方（P. 46）の変更はないのですが、P. 47 の施工場所は大きく追加になっています。合流部氾濫に対する治水安全度向上策として、合流点の水位を下げるための策ですので、P. 46 にその考え方がわかるように明記したほうがよい。また、浚渫や樹木伐採影響は浚渫後の再堆積や植生進出のモニタリングなどを含め、アダプティブに行っていく必要がある。

**【意見 6】** 5 章 53～58 頁

P. 57 で荒川、入間川、都幾川等の多くの箇所が表から抜けているのは、前回の後に整備されたためと考えられるので、文章のほうに H28 策定時の計画箇所の \*km のうち \*\*km は整備済みであることなどを明記したほうがよい。

**【意見 7】** 5 章 60 頁

31-32 行目：樹林化で、堤防沿いの樹林帯など、場所によっては偏流で堤防浸食の危険性もあるので、追記したほうがよい。その一方で、樹木群によっては環境面だけではなく、治水面においても重要な役割（例えば、洪水時の滞筋の変動を抑え、堤防の浸食による決壊を防いでいる等）を果たしているものもあるので、「樹木群が果たしている役割を評価し、伐採などで管理するものと維持していくものを評価したうえで、管理する。」という視点を入れたほうがよい。

**【意見 8】** 5 章 69 頁

令和元年東日本台風による令和元年 10 月洪水では、入西観測所の情報は必ずしも越辺川全体（特に都幾川合流後の越辺川）の洪水状況を反映していなかったの、洪水予報の基準観測所については、令和元年 10 月洪水の実績を踏まえ、柔軟に運用できるよう検討していくということを記述したほうがよいと考える。すなわち、P. 70 の表の越辺川の基準観測所は、入西のみではなく、野本も含めて判断したほうがよい可能性がある。そのため、表の下側に基準となる水位観測所は今後追加変更される可能性があることを明記したほうがよい。

**【知花武佳（東京大学大学院工学系研究科准教授）】**

**【意見 1】** 2 章 20 頁



「荒川第四調節池について検討を実施している。」とあるが、すでに流量配分図にも記載され、整備は決定しているために記載されていると思われる。そうすると、何を検討しているのかがわからないので明記した方が良いのではないか？

**【意見2】2章24頁**

このように環境基準を達成しない場所が出るたびに追記していても良いが、開平橋は平成29年のみ達成しておらず、この年は他の水質も悪く濁水の影響ではないか？笹目橋は平成26年こそ達成しなかったものの、その後はギリギリとは言え基準を達成している。入間大橋は平成29年が特にひどい一方、たいてい基準を満たせていない。落合橋は年々悪化しているようにも見受けられる。このように考えると、「荒川の笹目橋は平成26年に、開平橋は濁水のあった平成29年に環境基準を達成していないが、それ以外は概ね達成している。一方の入間川および・・・は、入間大橋ではたいてい環境基準を達成しておらず、落合橋は悪化している様にも見受けられ、今後注意深く監視していく必要がある」といった記述が妥当ではないか？

**【意見3】2章30頁**

参考資料-2 変更内容比較表のP28をみれば、河川監視用CCTVの「河川監視用」が赤字になり新たに付け加えられたことが分かるが、同資料の現行の文章を見てもこの文言は入っている。現行もここだけは「河川監視用」という文言が入っていて、赤字が間違っているのか、現行文書にこの文言はないのかがわからない。

**【意見4】5章66頁**

「また、選択取水設備を活用して・・・影響を抑制する。」はダムの維持管理の話ではなく環境影響緩和ではないか？ダム下流に置き土をしていることと合わせて環境対策の項を設けて、そこで記述した方が適切ではないか？

**【意見5】5章70頁**

「また、」で始まる文章が二つ並んでいて読みにくいのではないか？

**【意見6】5章71頁**

「水防上緊急を要すると認めるとき」と断っておきながらさらに、「必要に応じて」と繰り返しているのはなぜか？水防上緊急を要するのに、特定緊急水防活動を行わないときは何をすれば良いのか？

**【意見7】6章78頁**

「水源地域ビジョン」は旧称で、これを「荒川ビジョン」として再設定したのではないか？

**【手塚広一郎（日本大学経済学部教授）】**

本変更原案に関する異議はございません。

**【堂本泰章（河川環境保全モニター）】**

**【意見1】4章38頁**

「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」について

昨年（令和元年）7月に国土交通省「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、省として「グリーンインフラ（社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組）」を推進していくとの重要な方向性が示されました。

関東地方整備局では、本河川整備計画（変更原案）p.9「治水の沿革」において示されているとおり、いち早くこれを取り入れ、本年1月に「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」において、グリーンインフラとしての多重防御治水の実現、エコロジカル・ネットワークの形成・地域振興の実現に努めることとしています。

グリーンインフラと既存インフラの相補的な活用は、環境・社会・経済の統合的向上の考えを有するSDGs推進の観点からも、今後非常に重要です。

「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」中、「洪水による災害の発生の防止又は軽減にあたっては・・・多重防御治水による浸水被害の軽減対策を検討し推進を図る。」(p.38)とあるところ、ここについても『『グリーンインフラとしての』多重防御治水による・・・』と明記しておくことが重要です。

#### 【意見2】5章60頁

「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」及び「5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」について

河川の維持管理について、社会資本整備審議会答申「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」（平成25年4月）において、「河川環境を再生させる維持管理・更新の展開」として「維持管理・更新」を「河川環境や景観を改善する貴重な機会」と捉えるべきとの貴重な視点が提示されています。

河川の維持管理について、国として、従来、多自然川づくりを基本とするとされ（※「河川維持管理計画に基づく河川の維持管理の推進について」（平成23年5月11日）国土交通省河川局河川環境課長）、本河川整備計画（変更原案）p.60において「河川の維持管理を行うにあたっては、・・・動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮し多自然川づくりを行う」とされていますが、今後さらに、「維持管理・更新」を「河川環境や景観を改善する貴重な機会」と捉え、「河川環境を再生させる維持管理・更新の展開」の考えを河川整備計画に明記することが重要です。

#### 【長嶋聡（埼玉県農林部水産研究所所長）】

#### 【意見1】5章46頁

河道掘削にあたっては、特に水生生物に対する影響が大きいことから、実施にあたっては特別な配慮をいただきたい。

低水路の線形やみお筋の幅等、もともとの川の姿を参考とし、旧流路等についても極力保全に努めていただきたい。

具体的には、みお筋は自然の力によって蛇行したり、瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮する。

また、高水敷の掘り下げを行い低水路と同じ高さになった場合は全幅の中でみお筋が再生できるよう配慮する。

なお、河床を工事する場合は、浮き石が確保できるよう極端な整地を行わない配慮をお願いしたい。

**【意見2】5章49頁**

越辺川及び都幾川の遊水地の整備にあたっては、これまでの堤外での整備ではなく堤内を対象にしており、民有地で経済活動が行われていることを配慮していただきたい。

今回の予定地はほとんどが水田で耕作が行われており、これまでは堤から水が越えてこないことが前提とされていたが、整備後は状況によって積極的に越水させることになり、営農が困難になる場合が想定される。

また、当該地域には水田養魚を行っている生産者がおり、今回の水害でも大きな被害を受けている。今回は苦労して経営を再開したが、今後大雨のたびに水没する施設では経営を継続することが困難になるため、計画時から検討をお願いしたい。

**【中村好男（東京農業大学名誉教授）】**

**【意見1】1章7頁**

(1.2 治水の沿革) (5行目)

川島領や吉見領では「囲堤」の築造とともに、「水塚・水屋」の造成によって浸水被害を軽減する技術が構築され治水対策の一環として効果を発揮してきましたので、このことを簡潔に記載していただきたいと思います（今回の配付資料-3 「埼玉県管理河川に関する河川整備の変更方針（案）について」、p 参-7「史跡・文化財」6～7行目参照）。

**【意見2】1章12頁**

「表 1-7 主要洪水と洪水被害」の表において、洪水発生年の欄で発生年月日（○年○月○日～○月○日）を記載していただくと参考になります。また、累加雨量（総雨量）も表中に記載していただければと思います。

**【意見3】1章13頁**

(34行目)

「流水改善水路」についての簡単な説明が欲しいです。

**【意見4】1章16頁**

「表 1-10 荒川における近年の主要渇水」のタイトルで、40年近く前の昭和58年以後のデータですので、「近年の」という表現を検討下さい。また、表の「最大取水制限等」の記載は「最大取水制限率」ではないでしょうか。

**【意見5】2章31頁**

(15行目)

「河床材料の粗粒化・アーマー化」→「河床材料の粗粒化（アーマーコート化）」という記載方法になりますでしょうか（「下流河川土砂還元マニュアル（案）第2版、

p2-4, 国土交通省河川局河川環境課, 平成 23 年 3 月」参照)。P75・1 行目にも同様の記載あり。

**【意見 6】** 5 章 43 頁

(7 行目)

堤防の整備を「緩傾斜の一枚のりを基本とする」とありますが、附図 12~13 にあります従来の小段形式の堤防は「堤防の維持補修や水防活動といった作業を容易にする役割ももっています」と国交省の HP に紹介されていますので、一枚のりに整備することによってこの点に問題は生じないのか説明を加えていただけると理解しやすいです。

**【意見 7】** 5 章 75 頁

(14~15 行目)

「下流施設及び利根川等と連携をはかりつつ、広域的に低水管理を行う」とありますが、「利根川等と連携をはかる」ことの意味を簡単に説明して下さい。

**【長谷川敦子 東京都島しょ農林水産総合センター 振興企画室室長】**

**【意見 1】** 5 章 71 頁

5) 河川情報の収集と伝達

洪水時に住民が認識できるためには、平常時の情報や、河川環境等の基礎的な情報も必要と考えます。

わかりやすく、かつ迅速に防災情報を提供する。と書かれている、防災情報に上記の内容が含まれているという解釈でよろしいでしょうか？

**【意見 2】** 5 章 73 頁

10) 防災教育や防災知識の普及

5) で防災情報の提供だけでなく周知することも必要と考えます。10) の中の普及ですすめていくのが望ましいと考えます。

**【島瀬頼子 ((一財) 自然環境研究センター 上席研究員)】**

5 章 76 頁

今回の変更は、令和元年 10 月洪水に対応した河川整備を推進するためのものと認識しています。本来、河川の自然環境、動植物は洪水のような環境の変化に適応して生きてきたはずですが、近年の河川環境の変化の影響を受け、令和元年 10 月洪水は河川に特有の動植物の生息にも大きな影響を及ぼした可能性があります。

このため、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全の上では、特に希少性の高い動植物については河川整備の前に調査・現状把握をしたうえで、地域の研究機関等と協力して保全を図ることが必要になると考えています。

特に、令和元年 10 月洪水の時期は河川水辺の国勢調査のタイミングと合っていないため、現況を把握できる情報に乏しい状況と思われます。

このような状況は、今後も生じる可能性がありますので、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図るために、河川整備に合わせた整備の影響を大きく受ける場所を

対象とした適切な規模での、適切な時期の調査を行い、地域の団体、研究機関等と連携して保全対策を進めることの必要性については、整備計画の5章にも文言を追記されてはどうかと思います。

**【山田正（中央大学理工学部教授）】**

変更内容等について、特に意見はありません。

**【横山勝英（首都大学東京都市環境学部教授）】**

特にございません。

**【石橋整司（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）】**

5章 74頁

13) 住民等の主体的な避難の促進 【16～17行目】

「・・・洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等の取組が推進されるよう支援する。」とあるが、具体的な方策についていくつか例示しておくといいと思います。「災害対策」の中心が「完全な防災」から「防災と減災」へとシフトしている現在において「命を守る」ための行動指針が生活環境や個人の能力に左右されることを視野に置いた「予防」対策の一つとして重要だと思います。

**【江村薫（埼玉県昆虫談話会会長）】**

**【意見1】 2章 23頁**

「・・・現状と課題」のタイトルとなっていますが、課題の記述が見当たりません。「と課題」が付いていると違和感がありました。

課題を加えるとすると、「水の調節を視野に入れた貯水池等の水資源のさらなる確保」、「流域全体を視野に入れた雨水地下浸透型街づくり」、或いは「地域保水型基盤整備」の推進などを加えるのはいかがでしょうか。

**【意見2】 4章 38頁 28行目**

「超過洪水対策」とありますが、ある程度の具体的な言葉が入るのが良いと思いました。例えば、「上流域の貯留機能関係者との連携等」をいれるとか。

**【意見3】 4章 38頁**

4.1 全体の中で、流域デザインとして、上記 2.2 に記述した「流域全体を視野に入れた雨水地下浸透型流域づくり」、或いは「地域保水型基盤整備」の推進などの言葉を入れてはいかがでしょうか。地域づくりには「地域協議会」が必要とも思われました。

**【大図早孝（埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事）】**

**【意見1】 2章 29頁**

2. 4 河川維持管理の現状と課題

<16 行目>

河道の維持管理に関しては、出水による河岸洗堀、構造物周辺の深掘れ、洪水流下の阻害となる土砂堆積、特に取水堰の上下流部の土砂堆積、樹林化の進行等に対し、適切に維持管理を行う必要がある。

(理由)

洪水の後に、取水堰の上流部、下流部に土砂が堆積し、堰が動かなくなるなど、取水に著しい不具合が生じ、更に次の洪水流下に著しい阻害になるため、是非河川の維持管理の範疇で対応をお願いしたい。

(2) 河道の維持管理

<31 行目>

・・・必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を行う。特に、堰の上下流部の土砂堆積は、取水機能及び洪水流下の著しい阻害となるため、十分な対策を行う。

#### 【柿沼幹夫（さいたま市遺跡調査会会長）】

【意見1】1章7頁

2行目から4行目は、「近世以前の荒川は源流から熊谷市付近までは、現在の川筋を流れ、」の後は、「縄文時代以前には熊谷市付近で利根川と合流し、大宮台地の西側を流れて荒川低地帯を南下した。吉見町から川島町、さいたま市西部域の荒川低地帯には、荒川を合わせた利根川がしばしば流れを変えたことにより形成された河道跡と自然堤防が明瞭に残っている。その後、荒川は利根川から独立して大宮台地の東を流下するようになり、古利根川に合流して東京湾に注ぐようになった。」とするのが正確ではないか。

【意見2】2章29頁

33行目「求める必要がある。」に続けて、「その場合に、建造物が近代化遺産としての価値を有しているかを十分検討し、歴史遺産となり得るものはその保存策を講ずる必要がある。」とするのが望ましいと考える。

【意見3】4章41頁

26行目「景観については、荒川や利根川のたびたびの河道の変遷が織りなす歴史・文化・人とのかかわりを踏まえ、河川・地理学習の生きた教材になりうる沿川と調和した河川景観の保全に努める。」とするのが良いと思われる。

#### 【金子康子（埼玉大学教育学部教授）】

改訂箇所（1章10頁, 2章20～21頁, 29～30頁, 4章35, 48頁, 5章63, 65～68頁）には繰り返し、被害を低減するために地域住民への様々な情報を周知することの必要性とその方策が述べられている。これらはいずれも究めて重要な喫緊の課題だと思う。

国土交通省の事業への地域住民の認知度は極めて低い。さいたま市に長く住んでいるが、すぐ近くの第一調節池のことを知っている住民はまわりにほとんどいない

し、第二、第三調節池の計画も全くと言っていいほど知られていない。まず、現在洪水被害を抑えるためにどのような事業が計画実行されており、それによってどのような効果が見込まれるのか地域住民に伝えてほしい。

実際に大雨増水時にどのような被害が起こりうるのか、またどのような状況になったら非難が必要で、どこへ避難するのか、などの情報提供もほとんど行われてこなかった。昨年10月の大雨増水時にも、避難場所の情報が事前に連絡されたわけではなく、実際に増水により何が起きているのか、何が起こりうるのかわからず不安な状態で過ごした住民は多かった。午前3時くらいに「危険な状況です。非難してください。」という宣伝カーが回ってきたが、暗闇の中行き先も分からずどうすればよいのか途方に暮れた。

このような経験からも、変更原案のページ(1章10頁,2章20~21頁,29~30頁,4章35,48頁,5章63,65~68頁)に加えられた内容は極めて重要であるため、一刻も早く地域住民に十分な情報が行き渡るよう、具体的で即効性のある方策を直ちに検討し実行できるようにしていただきたい。今夏の台風シーズンには是非とも間に合わせるような計画にしてください。

**【古島照夫（埼玉県漁業協同組合連合会代表理事会長）】**

荒川 中、下流域の遊水地整備に比べて入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川及び各河川合流部に於いては遊水機能が確保されているとは言へず、その整備が重要と思われます。源流域の土砂災害防止策に加へて山林に放置されている間伐材や倒木の流下による災害防止策も重要である。大規模な河川への土砂の流出が防止されれば急激な河床の変化等は抑制され良好な自然環境も維持されていくものと思われます。

**【三島次郎（桜美林大学名誉教授）】**

変更内容等について、特に意見はありません。